

議案第58号

専決処分の承認を求めることについて

平成29年度狭山都市計画事業狭山市駅東口土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成30年4月24日提出

狭山市長 小谷野 剛

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成29年度狭山都市計画事業狭山市駅東口土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

補正予算別冊のとおり

平成30年3月30日

狭山市長 小谷野 剛

平成29年度狭山都市計画事業狭山市駅東口
土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

平成29年度狭山都市計画事業狭山市駅東口土地区画整理事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

繰越明許費の変更は、「別表 繰越明許費補正」による。

別表 繰越明許費補正

変 更

款	項	事業名	補正前の金額	補正後の金額
			千円	千円
2 事業費	1 事業費	狭山市駅東口土地区画整理事業	42,655	49,136